

質問第一二号

公立特別支援学校の教職員定数の報告に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年八月二日

吉良 よし子

参議院議長 山東 昭子 殿

公立特別支援学校の教職員定数の報告に関する質問主意書

障害の重い子どもたちに教育の光をあてる養護学校義務化から今年で四十年となった。障害の重い子どもたちに手厚い条件整備が欠かせないことは言うまでもない。

近年、特別支援学校に通う子どもたち、とりわけ重度重複障害の子どもたちが増えており、教育条件の整備は喫緊の課題である。とりわけ、教職員定数の算定にあたっては法令に基づく手厚い配置がなされるべきである。

公立義務教育諸学校の教職員定数については、法令に基づき文部科学大臣が都道府県、政令指定都市から報告を求め、その報告の一環として「標準学級数等に関する学校個別表」が国に提出されていると承知している。

特別支援学校の学校個別表の「児童又は生徒数」欄には、重複障害学級に係る「児童又は生徒の数」を除いた「児童又は生徒の数」を記載することとされ、重複障害学級に係る「児童又は生徒の数」は、同欄の括弧内に記入するとしている。同欄の括弧外の人数のなかに、「文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒」の数は含まれないと考えるが、間違いないか。

右質問する。